

令和4年度事業報告書

I 全般の概況

平成24年（2012年）7月2日付で公益法人の移行認定を受けて以降3回目となる行政庁による立入検査が令和3年12月15日に実施され、時代の変化に即した公益事業活動が停滞しない事業の在り方と、報酬と費用の区分及び支給基準の明確化をはじめ公益会計基準（収支相償等）を遵守した公益法人としてのガバナンスの確立が求められた。

本年度は第1に、役員等がその役割と責任を認識し、ガバナンスを発揮できるよう施策を進め、令和5年2月には法律事務所より法的助言を得て、業務執行に伴う報酬等及び役員退職慰労金の算出基準を明文化した「役員等の報酬等並びに費用に関する規程（改訂案）」が理事会及び評議員会の承認を経て、行政庁へ再提出し受理された。

第2に、記念賞・奨学金制度活性化部会を立上げ、公益事業活動の活性化に注力し、（公1）表彰事業「安達峰一郎記念賞」においては2名の受賞者、（公2）研究助成事業「安達峰一郎国際法奨学生」では6名の奨学生を選出した。また、令和3年度より5ヶ年計画で進めている調査研究事業の収蔵絵画の修復作業は計画通り順調に進んでおり、（公3）広報事業では、安達峰一郎の業績等に関する多数の情報発信を行った。

II 事業展開

1 公益事業 1 表彰事業

（1）「安達峰一郎記念賞」（第55回）

「安達峰一郎記念賞」選考委員会（令和4年9月15日開催）において、推薦依頼者より推薦のあった記念賞候補者2名の国際法に関する研究業績について慎重審査の結果、第55回「安達峰一郎記念賞」に以下の2名が選定され、11月11日に外務省、国際法協会、国際法学会、歴代受賞者、マスコミ等関係者多数出席のもと贈賞式を開催し、表彰状、正賞「安達峰一郎記念銀製メダル」、副賞「金80万円」を授与した。

受賞者	根岸 陽太 氏 (西南学院大学法学部准教授)
研究業績（著書）	「Conventionality Control of Domestic Law」 2022年3月 刊行
受賞者	加藤 陽 氏 (近畿大学法学部准教授)
研究業績（著書）	「多元主義の国際法—国連法と人権法の交錯—」 2022年3月 刊行

2 公益事業2 研究助成事業・調査研究事業

(1) 「安達峰一郎国際法奨学生」(第58回)

「安達峰一郎国際法奨学生」選考委員会（令和4年4月26日開催）において、推薦依頼先より推薦のあった7名の候補者の研究課題レポートについて慎重審査の結果、令和4年度国際法奨学生として以下の6名が選定され、月額6万円（年額72万円）の給付型奨学金を支給した。

氏名 (所属)	研究課題
初川 彰 (一橋大学大学院法学研究科博士課程)	国際人権法における「過剰介入の禁止」と「過少介入の禁止」
鳥居 雅也 (東京大学大学院法学政治学研究科修士課程)	ジェラルド・フィッツモーリス（1901–1982）の国際法理論における国家の同意の位置づけ
長澤 宏 (早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程)	個人責任の理論と現実—個人責任における国家の組織性—
村上 友太 (京都大学大学院法学研究科修士課程)	国家の規律管轄権行使に関する国際法規範
大辻 航暉 (日本大学大学院法学研究科博士前期課程)	国連海洋法条約体制における海面上昇 —海洋法原理の動態に着目して—
清水 翔 (防衛大学校大学院博士前期課程)	宇宙条約第9条第3文の規定の検討

令和5年2月17日、「国際法奨学生研究報告会」を開催し、奨学生5名（1名欠席）各人の研究成果の報告に対し、財団顧問の奥脇直也氏、柳原正治氏、薬師寺公夫氏より懇切な講評がなされた。

(2) 研究助成

一般社団法人国際法協会日本支部へ20万円、東京大学国際法研究会に10万円の研究助成を継続した。

(3) 収蔵絵画の修復

基本財産の一部である安達峰一郎の遺品のうち絵画162点について、山形美術館・東北芸術工科大学共同作成「評価資料」の内A評価となる在欧時代に文化交流のあった日本人画家、ベルギー・イタリア・フランス人画家の作品を含む43点を抽出、令和3年度より5ヶ年計画で価値保全のための修復作業を実施している。

本年度も昨年度に引き続き、東北芸術工科大学・中右恵理子氏と紙本修復家・坂本雅美氏に修復作業を委託し、藤田嗣治作品1点、内藤秀因作品1点、Emile Base作品（安達のポートレート）1点、S. Cazzaitis作品（鏡子肖像画）1点、他計10点の修復を終え、修復済絵画は16点となった。

- * 1 駐仏時代の書簡（紅・青ファイル）の翻訳・整理については、本年度実績はなかったが、山形大学人文社会学部安達峰一郎研究室と来年度以降も作業を継続するか否かを協議する。
- * 2 トランクルーム Quraz に収蔵している未整理の書籍等のファイル化については、作業の進展はなかった。

3 公益事業3 広報事業等

- ① 令和4年10月24日 公益財団法人日本国際連合協会主催の i、ii に対し、それぞれ安達峰一郎記念財団理事長賞として、賞状及び記念の盾を贈呈した。

i 第69回「国際理解・国際協力のための高校生の主張コンクール」

三重県立津西高等学校2年 松井美樹

演題 SDGs の中で一つ目標を選ぶとしたら、どのような理由で
どの目標を選ぶか。また、その目標をどのように達成するか。
—私の周りのフェアトレードの取り組み—

ii 第62回「国際理解・国際協力のための全国中学生作文コンテスト」

静岡大学教育学部付属浜松中学校3年 井上 月

作品タイトル 「今の国連に何が求められているのか。」

- ② 安達峰一郎奨学賞（第45回）

山形県山辺町（安達峰一郎の出身地）の山辺中学校卒業生のうち、最も優秀な者へ「安達峰一郎奨学賞」（安達峰一郎記念銅製メダル、賞状）を贈呈した。

受賞者 山辺町立山辺中学校 第3学年 高橋謙次郎

- ③ 安達峰一郎の業績の普及浸透

i 9月27日発売 【週刊朝日】

「異国で「国葬」が行われた」スゴい日本人「列伝」掲載

ii 10月12日 【朝日新聞】朝刊（天声人語）

「ロシアがウクライナへの報復を激化させる中で、法と秩序を信じた先人の原点に触るために外交官や国際法学者として活躍した安達峰一郎生家を訪ねたコラム」掲載

iii 10月17日 【毎日新聞】夕刊

「国際法研究の優れた業績を顕彰する第55回安達峰一郎記念賞贈賞式及び受賞者2名並びに各著書の紹介」掲載

iv 11月14日 山辺町「Taiken 堂」特別講演：井上卓弥理事

「いま、安達峰一郎に学ぶ“戦争と平和”」

v 12月25日 財団顧問・柳原正治氏（放送大学特任栄誉教授）

【帝国日本と不戦条約 外交官から見た国際法の限界と希望】

(NHKブックス) 刊行

ロシアのウクライナ侵攻が世界に大きな衝撃を与え続ける中、国家間の紛争の平和的解決を目指して奮闘した安達峰一郎の足跡を手がかりとして、1928年に成立した不戦条約と戦争の関係を問い合わせる作品

vi 3月21日 【山形新聞】談話室コラム

「…郷土の先人も献身した国際司法の現場が、このところ注目を集めている。▽戦争犯罪を行った個人を訴追する国際刑事裁判所が、ロシアのプーチン大統領に逮捕状を出した。…▽…正義を胸に独裁者と対峙しながら平和を希求したい。」

vii 3月31日 NHK出版サイト【本がひらく】

vの著書に関する柳原正治氏へのインタビューアップ

4 特筆事項

① 記念賞・奨学金制度活性化部会について

(メンバー：奥脇顧問、鈴木理事長、石田常務理事、中谷理事／4回開催)

i 記念賞に関する活性化事項

- ◆推薦書フォーム書式を簡略化し、推薦の活発化を促進
- ◆推薦依頼先として新たに5名の先生方を追加し、新規推薦を期待
→ 新規推薦依頼先より候補者の推薦があり、記念賞受賞者となった
- ◆研究業績対象期間の変更
→ 1月より翌年4月（従来3月）までの16ヶ月間に延長
- ◆財団HPで公開する候補者募集において、国際法協会日本支部理事・監事、国際法学会理事・監事・評議員の推薦依頼による自薦を促す
- ◆応募前提条件に係る以下の2点を役員間で確認、共有のうえ厳密化を図る
 - ・時宜の問題／主要論文問題…複数の著作が審査対象として提案された場合には、対象期間前に刊行された業績は審査対象としない
但し、複数年にわたり連載された論文については最終回が当該対象期間に刊行された場合には、論文全体を審査対象として勘案する
 - ・一事不再理…一事不再理は当然の事として厳守する
なお、前年度までに刊行された著書の元版が審査対象となってない場合に限り、改訂版は審査対象となり得る

ii 奨学金制度に関する活性化事項

グローバル化の進行する国際社会に対応できるように、これまでの狭義の国際法学にとらわれることなく、実務志向の大学院生にも幅広く奨学生の応募を促進するため、以下の事項の改訂及び拡大を図る。

◆推薦要綱の改訂

- ・対象・・・・・国際法を勉学する大学院生（法科大学院生及び公共政策大学院生を含む）
- ・研究テーマ・狭義の国際公法に限定されず、国際経済法、国際取引法等に関する主題も対象とする
- ・推薦者数・・国際法を勉学する各大学院・法科大学院・公共政策大学院各1名（前年までの推薦者数各大学1名より変更）

◆募集対象大学院の拡大

前年より対象に加わった法科大学院に加え、公共政策大学院を追加

- ② 「役員等の報酬等並びに費用に関する規程」改訂に関し検討を重ね、改訂案を審議承認後、行政庁へ再提出し受理された。

（メンバー：松田綜合法律事務所・松田純一所長弁護士、渡邊雄太弁護士、財団 鈴木理事長、石田常務理事、大場事務局員／検討計7回）

令和4年3月の理事会、評議員会で承認可決し、令和4年4月1日付で提出した「変更届」は、内閣府より4月19日付で「本規程は、修正の検討が必要と考えられますので、取下げのうえ法律的な検討も加え、再度機関決定を行うことを検討願います」旨の指導があり、本規程の取下げを行った。

その後、指導の内容について、松田綜合法律事務所へ法的助言を求めるため「業務委託契約」を締結し、改訂案を検討後、令和5年1月の第3回理事会及び臨時評議員会の承認可決を経て、内閣府へ再提出し受理された。

よって、役員等に係る報酬等及び役員退職金の支給基準が明確化されたことに伴い本年度より役員退職慰労引当金を計上する。

5 事業収入

令和4年度の事業収入は、以下のとおり

「利付国債」国債3銘柄の運用益	9,266,000円
「投資有価証券」株式2銘柄の運用益	20,154,750円
みずほFG株式配当 (4,842,750円)	
日本電信電話株式配当 (15,312,000円)	
「特定資産受取利息」	14円
「雑収益」(普通預金利息) 雜収益	49,120円
総　　計	29,469,884円

6 令和4年度事業日程

令和4年 4月25日 第1回記念賞・奨学金制度活性化部会
26日 国際法奨学生選考委員会
5月10日 令和3年度監査
20日 第1回理事会
5月24日 研究助成金 交付
6月 7日 定時評議員会
17日 第2回記念賞・奨学金制度活性化部会
19日 安達峰一郎博士顕彰会総会
7月25日 第3回記念賞・奨学金制度活性化部会
8月20日 日本国際連合協会集いの夕べ
24日 第1回 松田綜合法律事務所との「役員等の報酬等並びに費用に関する規程」改訂案策定検討会議
9月 6日 第2回 同上改訂案策定検討会議
15日 記念賞選考委員会（オンライン）
20日 第2回理事会（オンライン）
30日 臨時評議員会（オンライン）
10月 4日 第3回 松田綜合法律事務所との改訂案策定検討会議
11日 第4回記念賞・奨学金制度活性化部会
24日 日本国際連合協会主催「国際理解・国際協力のための高校生の主張コンクール及び全国中学生作文コンテスト」
11月11日 第55回安達峰一郎記念賞贈賞式
顧問理事長懇談会
14日 山辺町「Taiken堂」特別講演：井上卓弥理事
「いま、安達峰一郎に学ぶ“戦争と平和”」
15日 第4回 松田綜合法律事務所との改訂案策定検討会議
25日 第5回 同上改訂案策定検討会議
12月 9日 第6回 同上改訂案策定検討会議
16日 第7回 同上改訂案策定検討会議

令和5年 1月17日 第3回理事会
24日 臨時評議員会
2月17日 国際法奨学生研究報告会
3月 3日 安達峰一郎奨学賞贈呈
3月17日 第4回理事会
22日 臨時評議員会

以上